（様式５）

最終更新日：令和8年11月6日

一般社団法人日本ろう者柔道協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	理事会にて組織運営に関する中長期計画を策定し、2027年3月までにウェブサイトで公表をする予定である。	
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 理事会にて組織運営の強化に関する計画を協議し、2027年3月までにウェブサイトで公表をする予定である。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・2019年度から当協会ウェブサイトで決算報告、収支予算表等をホームページで公開している。 参考URL：https://www.jfd.or.jp/jdja/katsudo/zaimu ・中長期的な財源の確保について、会員の拡大をはじめ、支援企業の獲得なども含めた財務計画を2027年3月までに策定する予定である。	財務諸表（2026年度予算書・2025年度決算書）
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会の役員は6名（理事4名、監事2名）で構成をしており、外部理事の割合は50％、１名の女性理事を選出している。今後は元選手やきこえる柔道経験者なども理事に入れることも視野に入れ、さらなる運営基盤の強化を目指す。	役員名簿
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は評議員会を設置していないので本項目は該当しない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	選手数が８名（選手会員）とまだ少なく、アスリート委員会を設置していない。理事会及び強化委員会で検討を行い、2027年度中にアスリート委員会規程を策定し、アスリート委員会を設置する。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当協会の役員は６名で構成をしている（理事４名、監事２名）。監事2名はいずれも弁護士の資格を有しており、法的観点も含め協会の運営に適切な指導やアドバイスを行っている。また理事会は年数回、リモートなども活用し、遅滞なく実施することが出来ているため、規模としても適性であり実効性が確保されていると考えられる。	
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	次期役員改選期（2027年6月）に備え、2027年３月までには就任時の年齢に制限を設ける予定。	
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	当協会は2019年に発足したばかりであり、当面は理事の任期についての問題は生じないが、再任回数の上限については2027年３月までに役員選任に関する規程を作成する。	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	当協会は2019年に発足したばかりであるが、次期役員改選期（2027年6月）に間に合わせられるよう、2027年３月までには役員候補者選考委員会を設置することとしたい。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理・懲戒規程を整備している。	倫理・懲戒規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	会費規程 倫理・懲戒規程を整備している。	倫理・懲戒規程 会費規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	倫理・懲戒規程 反社会勢力対応規程 内部通報制度に関する規程を整備している。	倫理・懲戒規程 反社会勢力対応規程 内部通報制度に関する規程 日ろ柔　コンプライアンスホットライン
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	謝金規程、旅費規程を整備している。法人の役職員は現在無報酬である。 今後、資金の目途がたってから、役員報酬に関する規程を整備することとしたい。	謝金規程 旅費規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	寄附金取扱規程を、2027年３月までに策定する予定。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	会費規程を整備している。今後はスポンサー獲得に向け、スポンサーに関する規程なども整備することを検討し、着手していくことを考えている。	会費規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化指定選手等規程、強化委員会規程、日本代表選手選考規程を整備している。 （１）日本代表選手選考規程第２章にて日本代表選手選考基準を整備している。 （２）日本代表選手選考規程の第12条にて不服申し立ての手続きを設けて選手の権利を保護している （３）代表選手の選考については理事会が最終権限を持つが、選手選考を強化委員会に委任しており、その選考については、日本代表選手選考規程の第2条第2項に「客観的具体的な事実に基づいて選考する」と明記している。	強化指定選手等規程 強化委員会規程 日本代表選手選考規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会には審判員は存在せず、当面は全柔連から派遣を受ける方向で考えている。したがって本項目は適用されない	
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（１）監事に弁護士がおり、日常的に相談ができている。 （２）役員、職員が年１回ＪＳＣのスポーツ団体を対象としたオンライン研修会を利用して受講する。	内部通報制度に関する規程 日ろ柔　コンプライアンスホットライン
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会規程を整備している。	コンプライアンス委員会規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の設置及び有識者の配置については、2024年８月までに検討したい。	
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和８年度JPC主催のインテグリティ研修会の実施について配信を閲覧した。 ② 競技スタッフ対象	（2026/5/21配信メール）日本ろう者柔道協会選手・強化スタッフ各位→【要確認】令和8年度インテグリティ研修の実施について

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和７年度JPC主催のインテグリティ研修会の実施について配信を閲覧した。 【①選手対象】 【② 競技スタッフ対象】	（2025/4/22配信メール）日本ろう者柔道協会選手・強化スタッフ各位→【R7年度JOC・JPC合同インテグリティ研修会の実施について
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会に審判員は存在しないため、本項目は適用されない。	
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	監事２名は弁護士であり、日常的な法務相談は可能な状況にある。税務関係について相談出来る人物を2027年3月までに設置する。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	当団体内で複数の者で会計チェックを行い、監事による監査を受けている。また、収支予算書、収支決算書、正味財産増減計算書を当協会ホームページにて公表をしている。 （1）経費使用及び財産管理に関する規程等は今後2027年３月までに整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルをする。	財務諸表（2026年度予算書・2025年度決算書・正味財産増減計算書・貸借対照表） 監査報告書 役員名簿（監事記載）
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金マニュアルに沿って適正に会計処理をしている。	2022年度決算書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当協会の組織運営に関わるさまざまな情報（役員、定款、各種規程、財政、事業計画など）を当協会ホームページで公表をしている。	一般社団法人日本ろう者柔道協会 Webサイト https://www.jfd.or.jp/jdja/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	世界ろう者柔道選手権大会及び夏季デフリンピックに向け、日本代表選手選考規程を全柔連や強化委員会内で検討、策定し、開示している。 ➡URL：https://www.jfd.or.jp/jdja/about/kitei	【12】日本代表選手選考規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会のWebサイトで公開をしている。	https://www.jfd.or.jp/jdja/about/governance
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反取引管理規程を整備している	利益相反取引管理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	利益相反に基づいた規程に即した利益相反ポリシーを2027年３月を目処に策定したい。なお、透明性・公平性の高い団体を目指しており、役員は外部団体から派遣をしているため、利益相反は適切に管理されている状態と考えている。	
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	内部通報制度に関する規程にて、「日ろ柔コンプライアンスホットライン」を設置した。 （1）通報窓口についてはウェブサイトを通じて恒常的にNF関係者等に周知している。 https://www.jfd.or.jp/jdja/about/kitei/hotline （2）内部通報に関する規程第11条で、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 （3）内部通報に関する規程第11条で、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 （4）内部通報に関する規程第10条で、通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 （5）研修等の機会を活用し、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	内部通報制度に関する規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	内部通報制度に関する規程第7条では、通報案件は法曹関係者である監事に報告されることを明記している	内部通報制度に関する規程 日ろ柔　コンプライアンスホットライン

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	倫理・懲戒規程にて整備している。 （1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続は、倫理・懲戒規程第2条によって定めている。 （2）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 https://www.jfd.or.jp/jdja/about/kitei/rinri （3）処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることは倫理・懲戒規程第6条第4項で定めている。 （4）処分結果の処分対象者に対する告知方法は、今後倫理・懲戒規程の中に条文を追加し定めることとする（**2027年3月まで**）。	倫理・懲戒規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・懲戒規程第6条にて、下記の通り定めている。以下２の通り学識経験者を配置するので専門性は担保されている。尚、利害関係を持たない者とする条件を、今後2027年３月までに追記する改訂を行いたい。 　理事長は、疑われる事案について本協会で処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。	倫理・懲戒規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう定款第52条に自動応諾条項を定めている。 （2）定款第52条の自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 （3）当協会では、申立期間について合理的ではない制限は設けていない。	定款
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	毎年度、定時総会にて選手たちに説明を行っている。 スポーツ仲裁機構の利用が可能であるということを倫理・懲戒規程の中に条文を追加し定めている。	倫理・懲戒規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理は幅広い範囲に及ぶものであり、不祥事に加え天災なども入れてマニュアルを策定する（2027年３月まで）	
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去5年間不祥事は発生していないので該当しない。	【8】内部通報制度に関する規程 【4】反社会勢力対応規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間不祥事は発生していないので該当しない。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されない。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されない。	